

内閣府
○文部科学省令第四号
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三十七条の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

文部科学大臣 永岡 桂子

厚生労働大臣 加藤 勝信

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する

命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年文部科
内閣
厚生労働省

府
学省令第二号）の一部を次のように改正する。

働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第二十七号 学校保健安全法施行規則の準用 第二十七号 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第一条、第二条、第五条第一項、第六条第一項（第八号を除く。）及び第二項、第七条第一項から第四項まで及び第六項から第八項まで、第八条第一項、第三項及び第四項本文、第九条第一項（第五号を除く。）、第十条から第二十四条まで並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	読み替える学校保健安全法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第八号第一項、第三項及び第四項、第十一条、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条第二項、第二十八条第一項並びに第二十八条	児童生徒等	園児

改正前

第二十七号 学校保健安全法施行規則の準用 第二十七号 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第一条、第二条、第五条第一項、第六条第一項（第八号を除く。）及び第二項、第七条第一項から第四項まで及び第六項から第八項まで、第八条第一項、第三項及び第四項本文、第九条第一項（第五号を除く。）、第十条から第二十四条まで、第二十八条並びに第二十九条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	読み替える学校保健安全法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第八号第一項、第三項及び第四項、第十一条、第二十条、第二十一条第一項並びに第二十一条第二項、第二十八条第一項並びに第二十八条	児童生徒等	園児

備考 表中の「」の記載は注記である。	二	びに第二十九條の
	[略]	
		項
	[同上]	

附 則

(施行期日)

1 この命令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 幼保連携型認定こども園において、この命令による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第二十七条において準用する学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第二十九条の二第二項に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第一項に定める園児の所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて園児の所在の確認を行わなければならない。